

ロックウェル・オートメーション エンド・ユーザー・ライセンス契約

改訂 2016 年 2 月

重要—注意して本契約をお読み下さい。

本エンド・ユーザー・ライセンス契約（以下「本契約（EULA）」といいます）は、ロックウェル・オートメーション・インク（以下「ロックウェル・オートメーション」といいます）が貴殿にライセンスする本件ソフトウェア製品及び本件文書に関する、貴殿（個人または単一の組織のいずれか）とロックウェル・オートメーションとの間の法的な契約です。ロックウェル・オートメーションは、本契約（EULA）の全条項を受諾することのみを条件として、貴殿に対し、本件ソフトウェアと本件文書をライセンスする意向を有しています。貴殿は、本件ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、複製し、その他使用することによって、本契約（EULA）の条件に拘束されることを、受諾し同意します。貴殿が、他人、他社、または他の法人を代理してこれらの条項を受諾する場合には、貴殿が当該他の人間、会社、法人を本条項に拘束させる完全な権限を有していることを、貴殿は表明し保証します。貴殿がこれらの条項に同意しない場合には、本件ソフトウェアのダウンロード、インストール、複製、アクセス、または使用を行わないものとし、購入場所において、全額の返金と引換に、本件ソフトウェアを、付属するアイテムと共に、速やかに返品して下さい。また、もしプログラムをダウンロードした場合には、購入元に連絡して下さい。

1. 定義

1.1. **アクティベーション証明書**：本件ソフトウェアと共に含まれる文書を意味し、当該文書はとりわけ、貴殿の本件ソフトウェアのアクティベーション・キー、及びライセンス・タイプとライセンス期間に関する特定の情報を提供する。

1.2. **アクティベーション・キー**：貴殿が本件ソフトウェアをアクティベートし使用することができるようにするための、英数字のコードを意味する。

1.3. **関連組織**：直接・間接を問わず、当該当事者に支配される、または当該当事者の共通の支配下にある組織を意味する。ここで、「支配」とは、当該関連する組織のその時点で発行済みの総権益の50%以上を表章する所有権、議決権その他の権益を意味する。

1.4. **キャパシティ**：アクティベーション証明書に記載された特別にライセンスされたサイズの基準を意味し、測定基準の中でもとりわけ、機器カウント、I/O カウント、プラットフォームカウント、セッションカウント、タグカウント、スクリーンカウント、本件機器カウント、及びプロセッサカウントを含む。

1.5. **クライアント**：本件サーバー・ソフトウェアを、直接・間接を問わず、作動させ、アクセスし、使用する本件デバイスを意味する。

1.6. **補足的な本件ソフトウェア**：一般的に、デフォルトの本件ソフトウェアの設定に含まれておらず、貴殿に適合させるためのものとして提供される、サンプル、ユーティリティ、プラグ・イン、ユーザーインターフェース、及び/またはレポートを意味する。

1.7. **本件秘密情報**：(i)本件ソフトウェアと本件文書、(ii)本件ソフトウェアに具現化されている、技術的アイデア、ノウハウ、文書化、プロセス、アルゴリズム、営業秘密、(iii)本件ソフトウェアに関連する全てのソフトウェア・キー、(iv)開示時に、「秘密（confidential）」「専有（proprietary）」または同様の説明書きで特定された、書面または電子媒体によるその他の情報、を意味する。

1.8. **本件データ**：貴殿の本件ソフトウェアの使用から取得し、受領し、収集した情報またはデータを意味する。

1.9. **指定場所**：アクティベーション証明書または当事者間の他の合意書でロックウェル・オートメーションが指定した、貴殿が所有し運用するサイト、本件機器及び/またはアプリケーションを意味する。

1.10. **本件デバイス**：本件ソフトウェアのサービスを作動させ、アクセスし、使用する、物的なまたはバーチャルの環境、ノード、サーバー、コンピュータ、その他のデジタルワークステーション、電子・セルラー・コンピューティング（計算）の機器を意味する。

1.11. **本件文書**：書面または電子媒体のいずれかでロックウェル・オートメーションが貴殿に対し一般的に提供するかまたは利用可能とする、本件ソフトウェアに関するその時点で最新の文書を意味し、本件ソフトウェアの使用に関する、エンド・ユーザー・マニュアル、操作指示書、インストール・ガイド、リリース・ノート、オンライン・ヘルプ・ファイルを含む。

1.12. **本件機器**：全ての物的な資産、サブコンポーネント、またはそれらのグルーピングを意味する。

1. 13. **本契約 (EULA)** : 本エンド・ユーザー・ライセンス契約を意味する。
1. 14. **本件機能** : 本件ソフトウェアに対する追加機能及びライブラリを意味する。
1. 15. **ライセンス期間** : アクティベーション証明書または当事者間のその他の契約書で特定された本件ソフトウェアのライセンスの存続期間を意味する。
1. 16. **ライセンス・タイプ** : ユーザー、本件サーバー、キャパシティ・ベースのまたは指名された本件ソフトウェア・ライセンスを意味する。ライセンス・タイプは、独立して使用されるか、または、他のライセンス・タイプと併用して使用されることがある。
1. 17. **再販売者/OEM 製品** : システム・インテグレーターまたはオリジナルの装置製造者が本件ソフトウェアに組み入れた製品を意味する。
1. 18. **ロックウェル・オートメーション** : ウィスコンシン州ミルウォーキー、サウス・セカンド・ストリート 1201 (郵便番号 53204) に主たる事業所を有する、デラウェア州法人であるロックウェル・オートメーション・インク、及びその関連組織を意味する。
1. 19. **本件サーバー** : 本件サーバー・ソフトウェアのホストである本件デバイスであり、他の本件デバイスによって作動し、アクセスされ、使用されるものを意味する。
1. 20. **本件ソフトウェア** : 以下のもの全てを含む : ロックウェル・オートメーションのコンピュータ・ソフトウェア、プログラム、テクノロジー、クラウド・アプリケーション、サービス、補足的な本件ソフトウェア、ファームウェア、及び関連する媒体、並びにそれらのアップデート、アップグレード、エンハンスメント (強化)、並びにそれらの一部。
1. 21. **第三者のソフトウェア** : 本件ソフトウェアと共に、または一部として提供された、第三者のソフトウェアを意味する。
1. 22. **貴殿** : 本件ソフトウェアの購入者及び/または本件ソフトウェアの使用者を意味する。

2. ライセンス・タイプ

2. 1. **指名されたライセンス** : 特定された独立の個人によってのみ本件ソフトウェアを使用することのライセンスを意味する。

2. 2. **同時ライセンス** : 特定の数のユーザーが本件ソフトウェアを使用することのライセンスを意味する。ただし、同時に本件ソフトウェアにアクセスし使用するユーザーの数は、貴殿が購入した有効なソフトウェアのアクティベーションの数を超えないものとする。
2. 3. **本件デバイス・ライセンス** : 他の本件デバイスが作動させ、アクセスし、使用することができる本件ソフトウェアのホストである全ての本件デバイスにおいて本件ソフトウェアを使用することのライセンスを意味する。
2. 4. **サイト・ライセンス** : 指定場所における、無限定の貴殿の従業員または権限のある貴殿の契約業者が本件ソフトウェアを使用することのライセンスを意味する。
2. 5. **キャパシティ・ベースのライセンス** : キャパシティに基づいて本件ソフトウェアを使用することのライセンスを意味する。
2. 6. **能力 (ケイパビリティ) ライセンス** : 本件ソフトウェアを直接または間接に作動させ、アクセスし、使用するそれぞれの本件機能に要求される使用ライセンスを意味する。

3. ライセンスの付与

3. 1. 本件ソフトウェアに関して貴殿に付与する権利は、ライセンス・タイプとライセンス期間に基づく。ライセンス・タイプとライセンス期間は、貴殿が購入確認時に、貴殿に提供したロックウェル・オートメーションのアクティベーション証明書に詳述されている。
3. 2. 本契約 (EULA) の全ての条項を遵守すること、適用されるライセンス料を適時に支払うこと、もし該当する場合にはアクティベーションの過程を遵守すること、を条件として、ロックウェル・オートメーション及びその第三者のライセンサーは、貴殿に対し、貴殿が購入したライセンス・タイプに従って、本件デバイス、及び指定場所 (特定されていた場合) での、貴殿自身の内部的な事業目的のために、本件ソフトウェアと本文書をダウンロードし、インストールし、及び/または使用することについての、制限された、個人的な、移転不能な、非独占的なライセンスを付与する。貴殿は、貴殿の役職員及び権限のある契約業者が本契約 (EULA) の全ての関連条項を遵守することを確実にすることに責任を負うものとし、これらの者の不遵守は貴殿による違反を構成する。権限のある契約業者による本件ソフトウェアの使用はすべて、貴

殿の内部的な事業目的のためのみになされるものとする。

3.3. 貴殿が取得した本件ソフトウェアがマイクロソフトのSQLサーバーと併用して使用される場合、貴殿はインストールの際にマイクロソフトSQLサーバーライセンスの提供を受けることができる。本件ソフトウェアがマイクロソフトのSQLサーバーの制限されたライセンス権を含む場合、貴殿は本件ソフトウェアと併用して当該マイクロソフトSQLサーバーのみを使用することに同意し、貴殿は本件ソフトウェアに基づいて貴殿に提供された権利を超える、マイクロソフトSQLサーバーのライセンスを、マイクロソフトから取得するものとする。

3.4. 貴殿がシステム・インテグレーターまたはオリジナルの装置製造者であり、貴殿が貴殿の最終顧客に再販売する目的で本件ソフトウェアを再販売者/OEM製品に組み込んだ場合、貴殿は、本契約（EULA）の受諾及びactivate.rockwellautomation.comにおける本件ソフトウェア移転登録通知の完了により、本件ソフトウェアを貴殿の最終顧客に移転することができる。貴殿が再販売者/OEM製品を受領した最終顧客の場合、貴殿は以下の内容につき認め、同意するものとする：(i) 貴殿は本契約（EULA）を受諾し、同契約書に拘束されること；(ii) システム・インテグレーターまたはオリジナルの装置製造者は本契約（EULA）を修正または変更する権限や、本件ソフトウェアに関する表明保証を提供する権限を有していないこと；(iii) 本件ソフトウェアに関するロックウェル・オートメーションの唯一の義務は、本契約（EULA）に規定されていること；及び、(iv) 再販売者/OEM製品の欠陥や、本件ソフトウェアとの非適合性については、システム・インテグレーターまたはオリジナルの装置製造者に対してのみ請求や要求をすること。

3.5. 貴殿が、本件ソフトウェアと併用して、ロックウェル・オートメーションが供給しなかった第三者のソフトウェアを使用する場合（オープンソースのソフトウェアを含む）、貴殿は、当該使用は以下の内容を要求していないことを確実にしなければならない：(i) ソースコードの方式での本件ソフトウェアの開示もしくは頒布、(ii) 二次的著作物を創作するために本件ソフトウェアをライセンスすること、または(iii) 無料で本件ソフトウェアを再配布すること。疑義を避けるため、貴殿は、本件ソフトウェアもしくは本件ソフトウェアの修正版が、GNU ジェネラル・パブリック・ライセンス（“GPL”）の条項に従うこととなる原因となりうる、もしくは原因であると解釈、主張されうる QPL の全てのバージョンもしくは派生版に基づいてライセンス

されたソフトウェアと、本件ソフトウェアを併用してはならない。

3.6. 貴殿は、貴殿のサイトの全てのハードウェア及びソフトウェアと同様、本件ソフトウェアにアクセスもしくは使用するために必要な電気通信、インターネット接続その他関連する費用について責任を負う。

4. 制限

4.1. 複製/デザインの制限：

- a. 貴殿は、本セクションに規定された範囲以外では、本件ソフトウェアまたは本件文書を複製してはならない。
 - i. 貴殿は本件ソフトウェアを複製することができるが、当該複製物は、本件ソフトウェアを内部的にバックアップする保管のためのみのものとする。
 - ii. 貴殿は、貴殿の組織内で本件ソフトウェアをインストールする目的で、本件ソフトウェアの複製をしてよいが、それは、当該本件ソフトウェアの複製物についてのライセンスを購入することを条件とする。
 - iii. 貴殿は、ロックウェル・オートメーションの事前の書面による同意を得て、本件ソフトウェアのイメージを複製してよいが、それは、当該本件ソフトウェアのイメージの複製物についてのライセンスを購入することを条件とする。
 - iv. 貴殿は、本セクション 4.1 によって許可される、貴殿によって作成された、本件ソフトウェアまたは本件文書の全ての複製物（一部の複製物を含む）について、正確な方式で、全ての著作権または専有的権利の表示を保持し、再生（再複製）するものとする。
- b. 貴殿は、本件ソフトウェアまたは本件文書に基づく二次的著作物（派生創作物）を、当該制限が適用される法律で許される範囲内、または、セクション 14 に規定されている範囲内を除き、逆アセンブル、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、翻訳、作成してはならない。貴殿は、本件ソフトウェアにおける技術的な制約や制限を回避してはならない。貴殿が、適用される法律で許される前記の行為を行うことを意図する場合には、貴殿はロックウェル・オートメーションに対し、事前の通知と、貴殿の必要性に応えるための代替手段を提供する機会を与えるものとする。

- c. 貴殿が本件ソフトウェアをより新しいバージョンにアップグレードまたはアップデートした場合には、貴殿は他のユーザーに対し、前の版や前のバージョンを移転してはならない。
- d. 貴殿は、本件ソフトウェアや本文書に含まれるロックウェル・オートメーションまたはそのライセンサーのログ、商標、著作権その他の全ての表示につき、除去したり、最小化したり、ブロックしたり、修正したりしてはならない。
- e. 貴殿は、全体をそのままの状態複製した本文書や、貴殿の本件ソフトウェアのアプリケーションのスクリーン・キャプチャを内部的に使用する場合を除き、本件ソフトウェアのトレーニング資料を販売、ライセンス、使用、頒布させるために、本件ソフトウェアまたは本文書を使用してはならない。貴殿が作った当該トレーニング資料については、貴殿のみが責任を負う。

4.2. 使用の制限：

- a. 貴殿は、アプリケーション・サービス・プロバイダーまたはそれに類似の者として、第三者のために、本件ソフトウェアを提供したり、使用したり、商業的にホストとなったりしてはならない。
- b. 本契約に明示的に規定されている場合を除き、ロックウェル・オートメーションの事前の書面による同意がない限り、貴殿は、本件ソフトウェアをサブライセンス、貸与、再販売、リース、または移転させてはならない。
- c. 指定場所が特定されている場合には、貴殿は本件ソフトウェアを指定場所でのみ使用しなければならない。
- d. 指定された本件デバイスが特定されている場合には、貴殿は本件ソフトウェアを当該指定された本件デバイスでのみ使用しなければならない。
- e. 貴殿は、貴殿のアクティベーション証明書における、貴殿が購入したライセンス・タイプとライセンス期間を超えて本件ソフトウェアを使用してはならない。
- f. 本件ソフトウェアに同時にアクセスまたは使用するユーザー数は、貴殿が購入した有効なソフトウェア・アクティベーションの数を超えてはならない。
- g. 貴殿は、ロックウェル・オートメーションの製品ののための本件ソフトウェアを、当該製品が権限のあるロックウェル・オートメーションの供

給元 (source) から正当に直接取得したものである場合にのみ、ダウンロードし使用することができる。それ以外のダウンロード及び使用は、厳格に禁止される。例えば、貴殿が、権限のないオンライン再販売者など、権限のない供給元からロックウェル・オートメーションの製品を取得した場合、貴殿は、本件ソフトウェア及びファームウェアのアップデートを含むいかなる資料・データもダウンロードしてはならず、当該資料・データの使用は禁止される。

- h. 貴殿は、本件秘密情報を、ロックウェル・オートメーションまたはそのライセンサーの知的財産権の有効性を争うために使用してはならない。

4.3. その他の制限：

- a. 貴殿は、本件ソフトウェアのコンポーネント（構成部分）を、独立して使用する目的で分離してはならない。
- b. 貴殿は、コネクションプール（コネクションプーリング）をすること、情報をリルートすること、または本件ソフトウェアに直接アクセスしまたは使用するために必要なライセンスの数を減少させることのために、ハードウェア、ソフトウェアもしくはプログラミング技術を使用してはならない。
- c. 貴殿は、権限のあるロックウェル・オートメーションの利用可能なインターフェースを超えて、本件ソフトウェアに対する機能を高めたインターフェースを提供するために、いかなるツール、ユーティリティ、プログラミング技術もしくはコマンドラインをも使用してはならない。
- d. 貴殿は、本件ソフトウェア内に含まれるオートメーション・インターフェースまたはその他のプログラムのインターフェースにつき、ロックウェル・オートメーションが書面で権限を付与していない第三者のソフトウェアと併用して使用すること（マネジメント・システムを変更することを含むが、これに限られない）についてのライセンスは付与されていない。
- e. 本件ソフトウェアの使用によって作られるいかなるアプリケーションも、我々の書面の同意のない限り、第三者の本件ソフトウェアまたはハードウェア・プラットフォーム上で作動する指示に翻訳されることは禁止される。
- f. 貴殿は、いかなる時でも、一つのアーキテクチャおよび一つのオペレーティング・システムで使用するためにのみ、本件ソフトウェアをインストールすることができる。

5. 限定的保証

- 5.1. 本件ソフトウェアは貴殿への最初の引渡しから90日間保証される（本件ソフトウェアの最初の引渡し時にロックウェル・オートメーションが提供する本文書に実質的に従うものとする）。ロックウェル・オートメーションは、貴殿に引き渡す前に、本件ソフトウェアからウイルスまたは他の同様の意図的に有害なコードを特定し除去するために設計された商業的に合理的な努力をするものとする。引き渡された本件ソフトウェアにおける欠陥のある媒体は、保証期間中は、返品された場合には無償で交換する。貴殿が、本契約（EULA）に違反して、いかなる方法であれ本件ソフトウェアを修正したり、本件ソフトウェアを使用した場合には、本保証は無効とする。ロックウェル・オートメーションは、本件ソフトウェアの操作が途切れのない、もしくはエラーのないものであること、または本件ソフトウェアに含まれる機能が貴殿が意図した使用もしくは要求事項を満たすことにつき、明示または黙示を問わず、何らの表明または保証も行わない；貴殿は、本件ソフトウェアの使用で得る情報に基づいて行った決定や取った行動につき、完全な責任を引き受ける。加えて、ネットワークに侵入し攻撃する新技術は絶え間なく発展することから、ロックウェル・オートメーションは、本件ソフトウェアもしくは本件ソフトウェアが使用される装置、システム、ネットワークが、侵入・攻撃に対する脆弱性がないことを保証しない。
- 5.2. 法律が許容する最大限の範囲で、前記の限定的保証は、明示または黙示を問わず、全ての他の保証に代わるものであり、ロックウェル・オートメーション及びそのライセンサーは、あらゆる全ての黙示の保証もしくは条件（権原、第三者の権利の不侵害、商品性、特定目的適合性の保証、その他 UCITA（Uniform Computer Information Transactions Act）に基づく保証を含むが、これらに限られない）を放棄する。ロックウェル・オートメーションもしくはその権限のある代表者による、口頭または書面を問わず、いかなる情報、マーケティング・宣伝の資料、もしくは助言も、いかなる追加的な保証を創設したり、本セクションに規定された明示の保証の範囲をいかなる方法であれ増加させることはないものとする。
- 5.3. 本件ソフトウェアは、インターネットによって、情報にアクセスし、及び情報を移転することに使用され、また、インターネットに接続されたハードウェアやその他の製品と接続して使用される。貴殿は、ロックウェル・オートメーション及び同社のライセンサーは、インターネットを操作したり制御したりしないこと、及び以下

のことを認め合意する：(I)ウイルス、ワーム、トロイの木馬、その他望ましくないデータもしくはソフトウェア、または(II)権限のないユーザー（例：ハッカー）、が、貴殿のデータ、ウェブサイト、コンピュータ、ネットワークにアクセスし損害を与えようと試みるかもしれないこと。ロックウェル・オートメーション及び同社のライセンサーは、それらの活動について責任を負わない。

- 5.4. **黙示の保証を排除することを認めない法域があるため、上記の排除は、貴殿には適用がない可能性がある。本保証は、貴殿に対して特定の法律上の権利を付与するものであり、貴殿は、法域ごとに異なるその他の権利をも有する可能性がある。**

6. 救済の限定

- 6.1. ロックウェル・オートメーションの完全な責任、及び限定的保証の違反に対する貴殿の唯一の救済は、以下のとおりである：
 - a. 保証期間中に、購入を証するものと共に返品された、上記の限定的保証を満たさない本件ソフトウェアの交換；または、
 - b. ロックウェル・オートメーションによる、上記の限定的保証を満たす本件ソフトウェアの交換が、合理的な努力によって不可能である場合には、貴殿は、本契約で提供された本件ソフトウェアを返品または破棄することによって、本契約（EULA）を解除することができ、ロックウェル・オートメーションまたはその再販売者は、貴殿の購入価格を返金する。
7. **サポート・サービス**：ロックウェル・オートメーションは、本契約（EULA）に基づき、本件ソフトウェアについてのいかなるサポート・サービスも提供しない。貴殿は、ロックウェル・オートメーションのソフトウェア・サポート・サービス契約を別途購入しない限り、本件ソフトウェアをアップデート、アップグレード、もしくはエンハンスメント（強化）をする権利を有しない。ロックウェル・オートメーションは、多くのソフトウェア・サポート・サービスを提案・提供する。詳細な情報を希望する場合には、貴殿の現地販売者またはロックウェル・オートメーションの代表にコンタクトをすること。
8. **補償**：ロックウェル・オートメーションは、貴殿に対する訴訟において、「ロックウェル・オートメーションが本契約に基づきライセンスした本件ソフトウェアのデザインが、ロックウェル・オートメーションの発送先の国において付与されまたは登録された特許、実用新案、著作権、商標を侵害する」との認定に基づいて、最終的に判断された費用及び損害

賠償額を、貴殿が以下の事をするを条件に、支払う：(i)速やかにロックウェル・オートメーションに対し、主張された侵害について書面で通知すること、(ii)ロックウェル・オートメーションに対し、当該訴訟を防御しロックウェル・オートメーションの費用負担で和解する独占的な権利を与えること、及び(iii)当該防御にあたり要求された合理的な情報と援助を提供すること。ロックウェル・オートメーションは、以下の内容に基づく、または以下の内容から生じた、いかなる侵害についても責任を負わない：(a)貴殿の指示、仕様、デザインの遵守、(b)貴殿または第三者のプロセスにおける本件ソフトウェアの使用、(c)ロックウェル・オートメーションが供給していない、他の装置、ソフトウェアもしくは資料・データ（再販売者/OEM 製品を含む）、との併用；または(d)ロックウェル・オートメーションが提供した本件ソフトウェアのアップデートを実行しなかったこと。本件ソフトウェアが、第三者の権利を侵害すると判断され、またはそのようにロックウェル・オートメーションが認めた場合、ロックウェル・オートメーションは、自らのみの選択と費用負担で、以下を選ぶことができる：(a)非侵害となるように本件ソフトウェアを改修する、(b)本件ソフトウェアを、パフォーマンスの機能的に同等または優越する、非侵害の本件ソフトウェアと交換する、(c)本契約で規定された形で本件ソフトウェアを使用し続けるために、貴殿のためにライセンスを得る、または(d)ロックウェル・オートメーションの合理的な努力にもかかわらず前記の方法のいずれも達成できない場合には、侵害する本件ソフトウェアについてのライセンスを解除し、貴殿に当該本件ソフトウェアを返品または破棄してもらい、当該本件ソフトウェアについて顧客が支払ったライセンス料を、定額法で本契約の日付から 60 ヶ月に按分して、返金する。前記は、知的財産権侵害に対するロックウェル・オートメーションの唯一かつ排他的な義務を規定したものである。

9. 責任の限定

- 9.1. 適用される法律が許容する最大限の範囲で、ロックウェル・オートメーション及びその第三者のライセンサーは、本契約（EULA）もしくは本件ソフトウェアの使用・使用不能から発生した、またはいかなる方法であれそれらに関連した、いかなる特別の、付随的な、間接的な、懲罰的な、結果的な（名称の如何を問わない）損害賠償（利益、秘密その他の情報・データの損失、事業の中断、預金の損失、プライバシーの損失、及びその他の金銭上のまたは名称の如何を問わない損失に対する損害賠償を含むが、これらに限られない）についても、仮にロックウェル・オートメーションまたはその再販売者が当該損害賠償の可能性について助言を受けていた場合でも、責任を負わない。

- 9.2. 付随的または結果的損害賠償について、責任の限定や排除を認めない法域があるため、上記の限定は、貴殿には適用がない可能性がある。
 - 9.3. ロックウェル・オートメーション及びその第三者であるライセンサーの、全ての請求及び責任（付保されているか否かを問わず、直接の損害賠償及び補償に基づく義務に関するものを含む）に関する最大累積責任は、責任を生じさせた最初の出来事から直近の先立つ 12 ヶ月間、当該請求や責任を生じさせた本件ソフトウェアについて支払ったライセンス料を超えないものとする。
 - 9.4. 本契約（EULA）の期間中における救済及び／または責任の放棄及び限定は全て、本契約（EULA）の他の反対の規定や、貴殿とロックウェル・オートメーションとの間のその他の合意にもかかわらず、また、契約、不法行為またはその他といった行為の方式にかかわらず適用されるものとし、更に、ロックウェル・オートメーションの販売業者、指定代理店、その他第三者たる受益者として権限を付与された再販売業者の利益のためにまでも、及ぶものとする。
10. 高リスクの使用の不可：本件ソフトウェアはフォールトトレラントではなく、また、フェイルセーフのパフォーマンスを必要とする、危険な環境（本件ソフトウェアの故障が、死亡、人身傷害、もしくは激しい物的損害・環境損害（以下「高リスク行為」という）を導きうる環境）下での使用や再販売を目的としてデザイン・製造されたり意図されてはいない。ロックウェル・オートメーションが事前に書面で同意し、かつ、特定の展開、システムのセットアップ、及び本件ソフトウェアのサポート計画に関して相談されない限り、本件ライセンスは、全ての高リスク行為を除外するものとし、貴殿は(i)いかなる高リスク行為に関しても本件ソフトウェアを使用しないこと、及び(ii)ロックウェル・オートメーションとそのライセンサーを、当該高リスク行為に関連する損失、請求、損害賠償、費用、弁護士報酬その他の費用から補償する。

11. 期間及び終了

- 11.1. 本契約（EULA）は、本件ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、複製し、その他使用した時に発効し、いかなる理由であれ解除されるまで効力を有する。貴殿は、自ら保持する本件ソフトウェアと本文書の全ての複製物を破棄することで、いつでも本契約（EULA）を解除することができる。また、本契約（EULA）は、貴殿が本契約（EULA）のいずれかの条項の遵守を怠った場合には、自動的に解除される。本契約（EULA）の解除の際、本件ソフトウェアの使用を止め、また、貴殿が保持する本件ソフトウ

ウェアと本件文書の全ての複製物をロックウェル・オートメーションに返品するか、破棄するかを行うことに、貴殿は同意する。本件ソフトウェアが、購入サービスまたは限定されたライセンス期間の一部として貴殿にライセンスされていた場合には、当該購入またはライセンス期間が経過した後には本契約（EULA）は解除されるものとする。本契約（EULA）の解除により、本契約で付与された全てのライセンスが自動的に解除されることとなる。知的財産権の保護、秘密保持、免責条項（ディスクレーム）、責任制限に関する本契約（EULA）における保護は、本契約の解除または期間満了後も存続するものとする。

11.2. 本件ソフトウェアは、貴殿のライセンス期間の満了時、または本件ソフトウェアがファクトリートーク・アクティベーション（FactoryTalk Activation）を設置することができない時はいずれも、操作を終了する。猶予期間の間有効となる本件ソフトウェアは、適用可能なライセンスを更新する目的、またはファクトリートーク・アクティベーションの問題を解決する目的で、ユーザーに猶予期間を提供するため、ファクトリートーク・アクティベーションなしで7日間操作を継続する。当該猶予期間中、オリジナルでライセンスされていたものを超えた製品機能にアクセスすることが可能となる。ライセンサーは、それらのオリジナルでライセンスされたものを超えた製品機能を使用することは許されない。

12. **学術的使用**：本件ソフトウェアが教育施設によって学術的または調査としての使用目的で購入された場合、それは、教育・調査目的でのみ使用される。ソフトウェアが教育的な使用を意図していたものである場合には、本件ソフトウェアの商業的使用は禁止される。本件ソフトウェアに登録されたインストラクターまたは教授だけが、技術サポート及び製品のアップデートの目的でロックウェル・オートメーションと連絡を取る資格を有している。本件ソフトウェアが Arina シミュレーション・ソフトウェアである場合には、貴殿は、本件ソフトウェア（アクティベーションを除く媒体（the media excluding activation））を、学術的・教育的・調査目的でのみ、複製する権利を有する。

13. **試作品のリリース**

13.1. 貴殿の都合に合わせて、ロックウェル・オートメーションは、貴殿に対し、本件ソフトウェアの試作品リリース（しばしば「ベータ・リリース」と表示される）を提供することができる。これらのリリースは製造の使用には適さない。

貴殿は、当該本件ソフトウェアに付属するベータ・フォームを遵守することに合意する。

13.2. 当該リリースは、「現状有姿」状態で、いかなる種類の保証もなしで、提供されるものである。ベータ・リリースの使用は、貴殿のみがリスクを負担する。

14. **補足的な本件ソフトウェア**：補足的な本件ソフトウェアは、例示目的で使用されること、または追加的な補足機能を提供することを意図している。補足的な本件ソフトウェアは、本件ソフトウェア、本件文書（電子的な、または印刷された）の中に含まれており、また、ロックウェル・オートメーションのウェブサイトからダウンロードできるものである。ロックウェル・オートメーション及びその第三者のライセンサーは、貴殿による補足的な本件ソフトウェア及び関連する本件文書の使用に関し、何らの表明も保証も行わない。貴殿は、サンプルまたは再使用可能なアプリケーション・コードの方式になっている補足的な本件ソフトウェアの二次的著作物（派生創作物）を修正または創作することができる。当該補足的な本件ソフトウェアは全て「現状有姿」で提供され、当該補足的な本件ソフトウェアのための技術サポートや、将来のエンハンスメント（強化）は、ロックウェル・オートメーションの標準ソフトウェア・サポート・サービスの一部として保証されないし、含まれない。ロックウェル・オートメーションは、本情報に関する全ての保証（商品性、特定目的適合性、権原、不侵害についての全ての黙示の保証及び条件を含む）を否認する。

15. **政府の制限された権利**：貴殿が米国政府の支部・部局である場合、以下の規定が適用される。本件ソフトウェア及び本件文書は、「商業的なコンピュータ・ソフトウェア」及び「商業的なコンピュータ・ソフトウェア文書」（当該条項は、48 C.F.R. 12.212（1995年9月）で使用されている）から成るものであり、政府に対し以下の目的で提供される：(i)民間機関により、またはそれを代理して購入するため（48 C.F.R. 12.212 に規定された政策と一貫する）；または(ii)国防総省の組織により、またはそれを代理して購入するため（48 C.F.R. 227.7202-1（1995年6月）及び227.7202-3（1995年6月）に規定された政策と一貫する）。

16. **輸出規制**：本契約（EULA）に基づきロックウェル・オートメーションが提供する本件ソフトウェアと本件文書は、アメリカ合衆国（米国）の法令及びその他の適用される国々の法令に基づく輸出規制に従うものとする。貴殿は、ロックウェル・オートメーションの本件ソフトウェアと本件文書の輸出、再輸出、輸入、移転及び使用を規制する当該法令を遵守するものとし、必要な米国及びそ

の他の国々の認可、許可、ライセンスを取得するものとする。貴殿とロックウェル・オートメーションはそれぞれ、認可やライセンスを確保することに関して、他当事者から合理的に要求される他の情報、サポート文書、援助を提供することを合意する。

17. **監査：**ロックウェル・オートメーションは、合理的な通知の後、本条項の遵守のため、貴殿による本件ソフトウェアの使用を監査できることにつき、貴殿は合意する。貴殿は、本契約（EULA）の条項を貴殿が遵守しているか否かを正確に判断し決定することを援助するため、当該監査において、ロックウェル・オートメーション及びその権限のある代理店に十分に協力することに合意する。ロックウェル・オートメーション及びその権限のある代理店は、貴殿の管理する場所にいる間は、貴殿の合理的なセキュリティ上の規制を遵守する。当該監査の結果、貴殿による本件ソフトウェアの使用につき、本契約（EULA）の条項を完全には遵守していない旨が明らかになった場合には、貴殿は、当該不遵守の結果貴殿が被る可能性のある他の責任に加え、当該監査に関する全ての合理的な費用を、ロックウェル・オートメーションに払い戻さなければならない。

18. **保有する権利**

- 18.1. 本件ソフトウェア及び本件文書は、著作権及びその他の知的財産権の法律・条約によって保護されている。ロックウェル・オートメーション及びそのライセンサーは、本件ソフトウェア及び本件文書（許可された複製物を含む）における権限、著作権、その他の知的財産権を保持する。貴殿は、本契約（EULA）で明示的に付与されたもの以外、明示または黙示を問わず、いかなる権利も取得しない。本件ソフトウェア及び本件文書は、ライセンスされるのであり、販売されるのではない。本契約（EULA）において、米国もしくは国際的な著作権法もしくは他の法律に基づく権利の放棄を構成するものは、存在しない。
- 18.2. 貴殿は、本件ソフトウェアに関し、提案、コメントその他のフィードバックをロックウェル・オートメーションに提供することができる。フィードバックは、無償である。ロックウェル・オートメーションは、いかなる種類の義務や制限も負うことなく、どのような目的であれ（本件ソフトウェアの改善を含む）、フィードバックを使用することができる。
- 18.3. ロックウェル・オートメーションの知的財産権に悪影響を及ぼす、本契約（EULA）の重要な違反は、金銭賠償では十分な救済とはならない、回復不可能なロックウェル・オートメーション

の損害の原因となりうることに、貴殿は同意するものとし、ロックウェル・オートメーションは、本契約に基づく救済もしくは法律上の救済に加え、エクイティ上の救済を追及する権利を有するものとする。

19. **本件秘密情報：**貴殿は、本契約（EULA）で明示的に許可された場合を除き、いかなる本件秘密情報も使用したり開示したりしてはならず、当該本件秘密情報を、貴殿自身の同様に価値のある財産的情報に関して払うのと同程度の注意（ただし、合理的に分別のある事業が同様の状況下で払うものに満たない保護手段となることはないものとする）を払って、保護しなければならない。貴殿は、許可のない本件秘密情報の使用や開示を防ぐための速やかで適切な行動を取るものとする。
20. **本件データ：**ロックウェル・オートメーションのサービス及び販売活動の履行において、または、貴殿によるロックウェル・オートメーションの製品及び本件ソフトウェアの使用に関して、ロックウェル・オートメーションは、データや情報（貴殿の連絡先情報、コンピュータ・システム、インストール、使用特定データ（以下総称して「本件データ」という）を含む）を取得し、受領し、収集することがある。このような場合、ロックウェル・オートメーション及びその関連組織による販売・サービスの履行を促進させるため（品質、安全性、エネルギー、セキュリティの分析、製品とサービスの診断及び予測、及び報告を含むが、これらには限られない）、及び、製品、本件ソフトウェア、及びサービスの貴殿による使用を促進させ、改善するためのみを目的として、貴殿は、ロックウェル・オートメーションに対し、本件データの二次的著作物（派生創作物）の使用、コンパイル、頒布、展示、保管、処理、再生産、もしくは作成をするための、非排他的、全世界的、ロイヤルティフリーの、永遠の、取消し不能なライセンスを付与する。加えて、貴殿は、ロックウェル・オートメーション及びその関連組織に対し、ロックウェル・オートメーションのマーケティング及び販売活動のサポートとして、本件データを使用し集約するライセンスを付与する。ロックウェル・オートメーション及びその関連組織は、我々の製品、本件ソフトウェア、サービスを改善するため、貴殿を個人的に特定できない方式で、本情報を全体として使用することもでき、また、我々は、集計された匿名のデータを、第三者である販売者やサービス・プロバイダーと共有することができる。
21. **譲渡：**貴殿は、ロックウェル・オートメーションの事前の書面による同意がない限り、全部または一部のいずれにおいても、本契約（EULA）を譲渡してはならない。当該同意なしでの本契約（EULA）の譲渡の試みは、全て無効とする。前記を条件と

して、本契約（EULA）は、各当事者の許可された承継者及び譲受者を拘束し、それらの者のために効力を生じる。

22. **準拠法**：本契約（EULA）は、抵触法の規定にかかわらず、ウィスコンシン州法に準拠するものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）は適用されない。本契約（EULA）または本件ソフトウェアに関するいかなる法的措置も、ウィスコンシン州の州裁判所または連邦裁判所にのみ提起することに、貴殿は同意するものとし、更に、ロックウェル・オートメーションが貴殿に対して提起するいかなる法的措置についても、ウィスコンシン州の州裁判所または連邦裁判所に管轄があることに貴殿は同意するものとする。
23. **第三者のソフトウェア**：本件ソフトウェアは、通知及び／または追加的な条項を受諾し、もしくはそうした条項に拘束されることを貴殿に要求する、第三者のソフトウェアと統合し、組み込み、もしくは一括のものとされる可能性がある。当該要求される第三者の通知及び／または追加的な条項は、本件ソフトウェアにおける、ヘルプもしくはアバウトの画面、ライセンス・テキスト、リードミー・テキストファイルで特定され、本契約（EULA）の一部となり、もしくは参照することにより本契約（EULA）に組み込まれるものであり、また、本件製品の互換性ダウンロードセンター（<http://www.rockwellautomation.com/rockwellautomation/support/pcdc.page>）に規定されているとおりである。本契約（EULA）を受諾することにより、貴殿は本契約内の当該条項を検討することに合意するものとし、また、貴殿による本件ソ

フトウェアの使用は、当該条項を貴殿が受諾したものとみなされる。

24. 雑則

- 24.1. 本契約（EULA）、及び本件ソフトウェアに伴う本契約（EULA）の改訂または補遺は、ロックウェル・オートメーションと貴殿との間の完全かつ排他的な合意であり、書面または口頭に関わらず、提供された本件ソフトウェア及び本件文書に関する、全ての以前の合意に優先する。貴殿に提供された発注書もしくは他の同様の書面における追加的もしくは異なる条項は全て、ロックウェル・オートメーションを拘束しないものとし、当該条項は拒絶したものとみなされる。本契約（EULA）は、ロックウェル・オートメーションにおける正当に権限を付与された代表者が文書で署名しない限り、変更や修正をすることはできない。何らかの理由で、管轄権を有する裁判所が、本契約（EULA）の規定または本契約の一部について、執行不可能であると認定した場合には、本契約（EULA）の当該規定は、両当事者の意図を及ぼすため、許容される最大限の範囲で執行されるものとし、本契約（EULA）の残りの部分は、完全に有効のままであるものとする。
- 24.2. 両当事者は、両者が本契約（EULA）は英語で起草されることを要求したものと認める。英語版と他の言語版との間に矛盾が生じた場合は、英語版が優先するものとする。